

原環センター トピックス

RADIOACTIVE WASTE MANAGEMENT CENTER TOPICS

1987.6.NO.3

目次

フランスにおける放射性廃棄物の処分—主として低レベル廃棄物について……………表紙

フランスにおける放射性廃棄物の処分 —主として低レベル廃棄物について—

1. はじめに

フランスは、原子力発電設備容量として44G Weを持つ世界第2位の国である。また燃料サイクルを持つ数少ない国の一つでもあり、核兵器所有国としての歴史も古く、これらを支援するための研究開発機関も充実している。

このような事情から、放射性廃棄物の発生量も多い。初期には、原子力庁(CEA)のマルクール施設からの廃棄物を地中海に投棄することを考えたり(結局は実施しなかったが)、経済協力開発機構(OECD)の欧州原子力機関(ENEA、現在は、NEA)が実施した1967年と1969年の大西洋共同投棄に参加するなど、低レベル廃棄物の処分に海洋投棄を指向していた。しかし、1969年に、ラ・アーグ再処理工場に、原子力庁の廃棄物のうちの低いレベル廃棄物の少量を、粘土質土壌中に掘削した素掘りトレンチに埋設することを開始して以来、浅層埋設による処分に頼っている。

以来、ラ・アーグの浅層埋設場は、後述するチュムリやモノリスのような処分用構築物を採用すると共に、フランス唯一の処分場として受け入れ量の増加、受け入れ廃棄物の種類の拡大を計って来た。制度的にも、ラ・アーグ再処理工場から分離して、ラ・マンシュ貯蔵センター(Centre Stockage de la Manche, CSM)となり、基本原子力施設(installations nucléaires de base, INB)の一つとして、原子力発電所等と並んで、INB66と言う固有番号を持つ施設となっている。この間に、運営主体は、当初の原子力庁から、1979年に新設された国立放射性廃棄物管理機関(ANDRA)に移管された。

12万㎡の面積を持つCSMは、1985年には受け入れ量が30万㎡(200リットルドラム缶換算で150万本)に達しており、現在、年間の受け入れ量が3万㎡(200リットルドラム缶換算で15万本)程度なので、1990年には約40万㎡と言われている容量

が満杯になることが確実視されている。

1985年に搬入された廃棄体は、約81600個であり、その87%が200又は100リットルドラム缶、1.5%が2.5乃至5^m及び10^mの金属製容器、6%が2^mのコンクリートブロックで、残りの5.5%はフィルタエレメントであったと言う。

なお、1985年の搬入体積量は、30828^mとされていることから、ドラム缶の搬入数は圧倒的に多いものの体積量にすれば4割強に過ぎず、体積量の過半は大型容器の型態で搬入されたことが判る。

フランスの原子力の特徴は、国営の色彩が濃いことである。当初、ドゴール政権の強力な施策により、原子力庁が国防面も含めて一元的に進めていたことは、良く知られている。

原子力発電の実用化段階になっても、発電炉は国営電力会社乃至電力公社と言ってよいEDFが所有運営しており、燃料サイクルでは原子力庁から分離・独立したCOGEMA等、いわゆるCEAグループが主要施設を所有、運営する体制となっている。

殊に放射性廃棄物の面では、日本でのラジオアイソトープ使用事業所等に対応する、中小規模の民間事業所等からの廃棄物は、最寄りの原子力庁所属研究機関や公共的性格の機関が引受けて処理し、その後は、これらの機関からの廃棄物として取り扱われるのが、慣例となっている。

1979年11月7日の命令によって、国立放射性廃棄物管理機関(ANDRA)が原子力庁の中に設立され、下記の業務を行うことになった。

- a 処分場の管理：ただし第三者を使うことも差支えない。
 - b 新規処分場の計画と開設(必要な検討や研究、ならびに将来発生量の考慮を含む。)
 - c 廃棄物発生者から引取る際の廃棄体仕様(技術基準)の準備
 - d 廃棄物の長期管理と処分に関する研究調査、実証等
 - e 法令等の立案に関する所掌官庁への援助。
- 等、フランスの全放射性廃棄物の長期管理に責任を持つためのものである。ANDRAが責任を持つ部分は、廃棄物発生者が廃棄物を処理してANDRAの引取り仕様に合致する廃棄体とするまでを除いた部分であり、処分も含むのが原則である。ANDRAの処分場操業に係わる費用は、廃棄物発生者が負

担する。特殊な施設の建設費も発生者負担となる。

2. 処分場計画

1983年夏、ベータ・ガンマ廃棄物(低中レベル廃棄物)、アルファ廃棄物、高レベル廃棄物に大別した**固体及び固化廃棄物の陸地処分**について、総額約70億フランに上る**処分場建設計画**と、約47億フランでこれを支援する**研究開発計画**とが原子力庁から発表された。邦貨換算約3000億円のこの計画において、発表時の建設計画は、

- | | | |
|---|------------------|------------|
| a | 新浅層埋設場の運開 | 1988～1989年 |
| b | 高レベル廃棄物集中貯蔵施設の運開 | 1992～1993年 |
| c | 地下実験室の運開 | 1989年 |
| d | アルファ廃棄物貯蔵施設 | 詳細未定 |
| e | 高レベル廃棄物処分実証施設 | 詳細未定 |
| f | 海洋投棄 | 詳細未定 |
- を含み、1984年から1999年までの16年間を予定している。

研究開発計画は、原子力庁の総括の下、原子力庁の研究機関の他、地質鉱山研究局、エコール・ポリテクニクや、パリ鉱山大学等も動員し、その実施に当っては原子力安全高等会議(CSSN)の承認を必要とする大計画であって、1983年から1999年までの17年間を予定している。その重点は、以下の7項目とされている。

- a ベータ・ガンマ廃棄物とアルファ廃棄物の測定、処理、固化包装の改善
 - b CSMの閉鎖に当っての排水と回収の検討
 - c 地層処分候補地層(花崗岩、片岩、岩塩、泥岩等)の特性把握
 - d 処分条件下における処分廃棄物の長期耐久性の検討
 - e 人工バリア及び天然バリアの特性把握と、相互作用の検討
 - f 放射性核種移行を抑制する機構の評価
 - g 処分場の実現、運用、閉鎖を可能にする産業的方式の確立、特に地層処分を対象とする。
- 上記建設計画に含まれている**新浅層埋設場**には**2ヶ所が予定**されており、このために、総額約70億フラン中の約30億フランが、これに充当される。
- 2 予定埋設場のうち、1985年9月には、パリの東約150kmの**スレネ(Soulaines、図1参照)**が候

補地として発表されたが、その運開は1990年と言われ、計画発表時の1988～1989年からは遅れる見通しである。この候補地に設ける埋設場は、少くとも30年間は操業させたいとしているので、1990年頃のCSMの受入れ停止、廃棄物発生施設の増加（例えば原子力発電設備容量は今後60GWeを越える計画）、少くとももう一つの埋設場の新設等を考慮すると、2万m³/年×30年=60万m³程度か、あるいはそれ以上の規模と推測される。

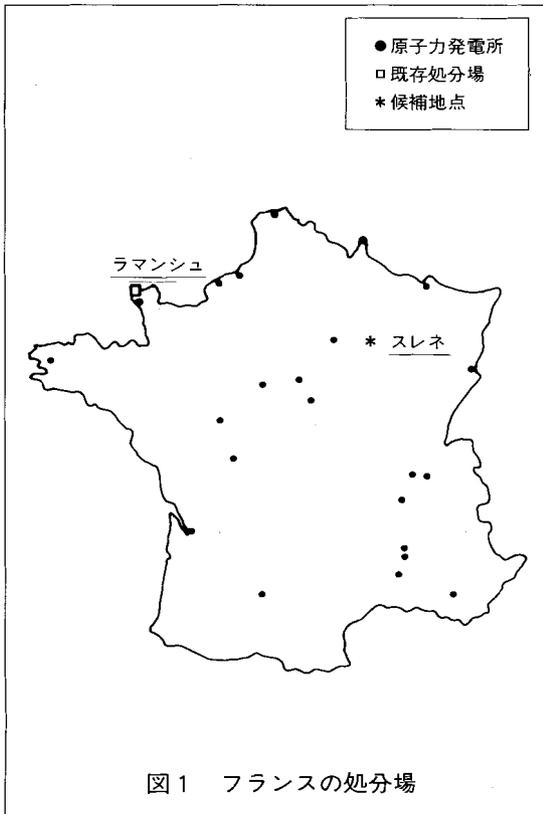


図1 フランスの処分場

200リットルドラム缶にして数百万本の規模の埋設場を二つも計画しているのは、まず廃棄物発生量が多いことがあるが、それに加えて、廃棄物発生施設の地理的分布も考慮しなければならないことによる。沿海立地の原子力施設の多い日本と違って、北部海岸線を除き内陸立地のフランスにあっては、廃棄物を発生あるいは処理した施設から埋設場への廃棄物輸送は、事実上、陸上輸送（主として自動車と鉄道）に限定されてしまう。このようなことから、第二の新埋設場は南部に設けら

れる確率が高い。輸送の面での1985年の実績では、鉄道貨車で13,920m³、トラックで9,558m³、そして7,350m³がラ・アグプラントから直接に、それぞれ搬入され、輸送量は2.4×10⁷トン・kmであったと言う。なお、発生源別の搬入量は、原子力発電所が約14,300m³、再処理が11,760m³、研究関係が2,680m³、フロントエンド施設が1,000m³強。その他のRI利用等が1,000m³強となっている。

表1 ラ・マンシュセントへの搬入量(1985年)

単位：m³

発送元	自動車	鉄道	直接	計
発電所	3,441	10,858	—	14,299
再処理	1,625	2,784	7,350	11,759
研究所	2,676	—	—	2,676
燃料関係	765	278	—	1,043
その他	1,051	—	—	1,051
計	9,558	13,920	7,350	30,828

a IAEA-SM-289/4による。

b 発送元毎の数値は、上記aに示された搬入手段毎の総量と、発生源の百分率とから、筆者が計算したもので、概略値である。

c 「直接」とは、ラ・アグプラントからの物だけである。

3. 低レベル廃棄物の処分

フランスの特徴は、公式には、地表貯蔵(Stockage de surface)と称しているように、地表面上にチュムリ(単数形はチュミュリス)と言う盛土塚の部分と、その直下のモノリスと言う鉄筋コンクリート製の直方体部分とを立体的に組合わせた構築物を用い、最高300年間管理監視を続けた後に、サイトを通常の用途に使用できるようにすることである。

300年以内に、人間及び環境に対する放射線や放射能による障害が無視できるようになることが要請されるので、処分される廃棄物に含まれる放射能のうち、半減期が30年程度を超える長寿命核種の含有量は低く制限される一方、短寿命核種の含有量は比較的高い物まで許容されることになり、中レベル廃棄物まで受け入れられる。

別に、同一地表面の上下に廃棄物を収納することが出来るので、単位面積当りの収納処分量が多いと言う特性を持つ。

概念図を図2に示す。特徴的なことは、特殊コンクリートで打設した平板基礎の上に、モノリス、チュムリと上方に積み重なっていることと、構築物内部と外部に、それぞれ集水系統が設けられていることである。

この方式の利点は、他国でも認められており、例えばアメリカでは、いわゆる素掘りトレンチの代替方式の一つとして、原子力規制委員会(NRC)が1986年に、規制化対象候補として公式に挙げているほどである。

3.1 規制のあらまし

もともと原子力は国直括と言う基本方針をうけて、特に廃棄物関係では省庁間協議委員会の結論を内規の形で適用し、技術基準等を規則としないで実施して来たフランスも、1980年代の初期から主にデクレ (décret) による規則制定へと動いて来た。

その最初の動きが、浅層埋設に関する基本安全規則であり、次にこれに基づいて、現在作業しているCSMに関する技術規程が、原子力施設安全本

部 (SCSIN) から出された。現在、中部フランス東部のSoulainesが候補地となっているが、これも正式に処分場となれば、この基本安全規則の適用を受けるものと考えられる。

一方、廃棄物発生者に対しても、固体廃棄物のパッケージングその他に関する基本安全規則がその固有施設に対して制定されている例がある。

原則として、発生者は、各廃棄物パッケージについて、含有廃棄物のタイプと特性及び放射能イベントリーを、処分者側に示さねばならない。

各種の雑固体の例では、セメント、砂、水から成る媒質を用いて固化することになる。この媒質の所要特性が示されており、例えば28日強度で、圧縮30MPa、引張4MPa以上などと示されている。雑固体は、バスケットや金属キャニスターに収納され、容器内で固化される。容器内は可能な限り完全に充填しなければならないし、廃棄物の分布も出来る限り均一としなければならない。廃棄物を収納したバスケットやキャニスターと、金属ドラム缶との間のセメント厚さ及びパッケージ

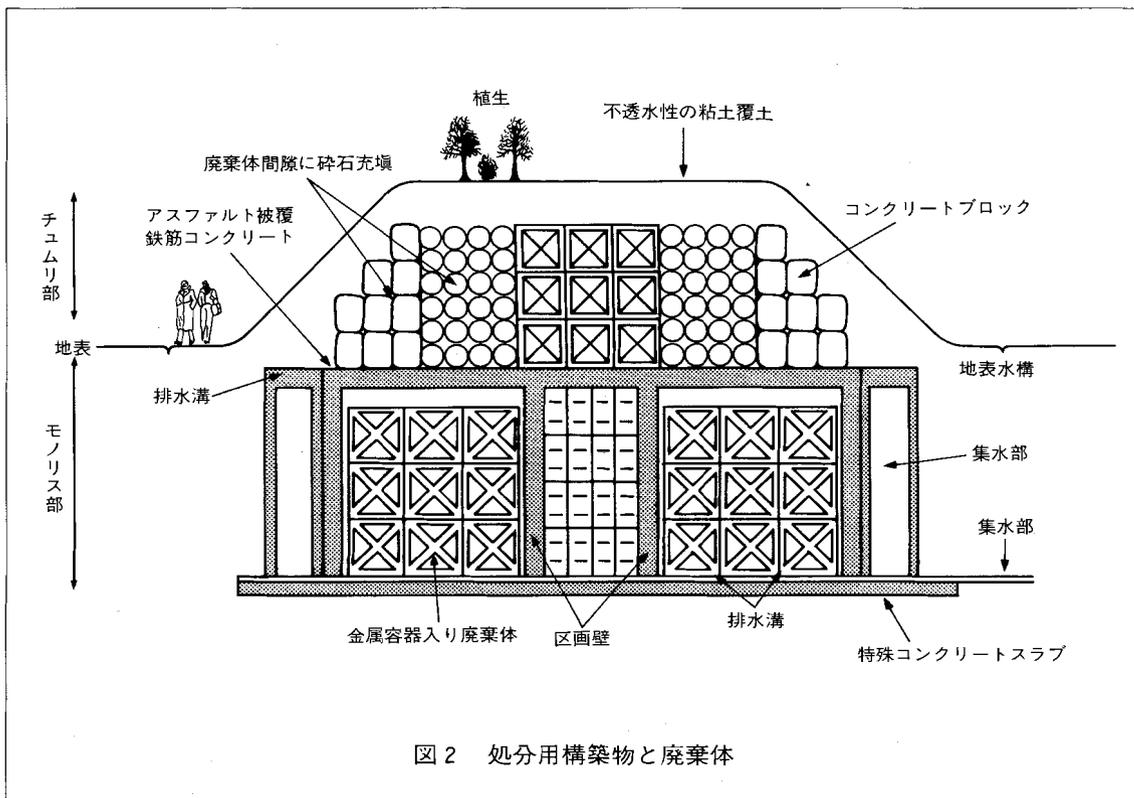


図2 処分用構築物と廃棄体

外面は、パッケージの機械的強度と、放射性物質の閉じ込めを確実にするのに十分で無ければならない。また均質固体については、水温、圧力、水の交換頻度および浸漬時間の関数として、半減期5年以上の主要な含有核種についての浸出試験の結果を示さねばならない。などとされている。

雑固体廃棄物を収納した容器にセメントグラウトを充填したパッケージでは、空隙が残ることは避けられないことは認識されており、閉じ込めは容器によって確実にされると言うことが、CSMの技術規準にも書かれている。

3.2 基本安全規則 I 2

短・中寿命で低中レベル放射性固体廃棄物の長期貯蔵を目的とした地表貯蔵センターの安全性と基本概念の設定に関して、1982年11月8日、産業研究省の原子力施設安全本部から出された一般原則であって、その後、1984年改訂されている。ここで言う地表貯蔵あるいは長期貯蔵は、技術的には浅層埋設と同じである。

対象となる放射性廃棄物は、半減期30年程度以下のベータ・ガンマ放射性核種が主な放射能成分であって、それよりも長い寿命を持つ放射性核種は、極くわずかしか含んでいないものである。そして、固体廃棄物と固化廃棄物だけが、ここで規定するセンターに受け入れられる。

これらの廃棄物は処理され、固化媒質で固化され、処分用の容器内の空間を出来るだけ完全に充填するようにし、有機液体を除くとともに、遊離水を出来るだけ少量にしなければならない。さらに、この種の液体を含んでいると考えられる廃棄体に隣接した廃棄体の集合や、施設の構成材料にこの液体が悪影響を与えないことが確認されねばならない。ただし、非常に放射能の低い廃棄物は、原子力施設安全本部が承認したレベル以下であれば、固化せずに容器に充填してもよい。

地表貯蔵センター（以下、処分場と呼ぶ）には、3種類の閉じ込めシステムが存在する。第1は、廃棄物の物理化学的な型態、それに固化又は不溶性化することを加えて実現させるものである。第2のものは、廃棄体を収納する構築物、それに操業中あるいは最後に実施される閉鎖用の材料を含む付加機構とによって構成される。第3は、廃棄物を収納する構築物が設置される土地を構成する

土や岩のような天然に存在するものによるものである。

この規則における廃棄物の長期貯蔵（以下、処分と呼ぶ）は、操業、監視、通常化の3段階から構成され、操業段階では廃棄物を収納する構築物の建設、収納作業、閉鎖が含まれており、通常の原子力施設と同じ人間及び環境の防護が適用される。監視段階は、処分した廃棄物中の短中寿命核種が減衰する期間であり、閉じ込めシステムに発生する可能性のある欠陥を監視して、人間及び環境に悪影響を与える可能性のある放射性物質の分散を予防し、さらに不注意な人間の侵入に対する措置がこの期間中継続される。監視段階の開始から遅くとも300年以内に移行する通常化段階では、人間及び環境に対して著しいリスクが無いレベルにまで放射能が減衰しているの、サイトは通常の用途に使用できるようになる。

以上のような基本的な概念により、処分される廃棄物中の長寿命核種の濃度は、極わめて低いレベルに規制されなければならないことになる。このため、処分できる放射性核種とその各々の量とが、安全上まず優先して規制される。これは、操業開始以降の必要な全期間にわたって、可能性が考えられるすべての状況において、放射性核種の環境移行経路を検討して決定される。この際、放射性核種や廃棄物の物理化学的形態、廃棄体の配置、廃棄物の固化方式等が考慮される。

この基本安全規則では、廃棄物中の長寿命核種として、アルファ放射体を探り上げ、監視段階終了時点における、処分廃棄体の総量についての平均放射能濃度が0.01Ci/tonのアルファ放射能を超えてはならないとしている。そして、個々の廃棄体に対しては、0.1Ci/ton以下を原則とし、例外的な場合でも0.5Ci/tonのアルファ放射能を超えてはならないとしている。

廃棄体と構築物についての規定のいくつかを示すと、固化していない廃棄物は、特別の区画に処分することとし、固化廃棄物と混合して処分してはならない。非固化廃棄物としてよいのは、主として原子力以外の産業や病院などから発生するものである。非固化廃棄物は、寸法等の安定性の点から、固化廃棄物とはその長期的な挙動が異なるので、特別区域に処分することが求められている。

3.3 CSM操業の技術規準

CSMの運営者であるANDRAは、政府機関であるCEAの中に設けられた機関であり、又CSMが基本安全規則の制定以前に許可されたものであるため、基本安全規則I.2の中に、CSMに対するこの規則の適用方法は、原子力施設安全本部(SCSIN)が決定することになっており、1985年2月文書の形で、この技術規準が定められた。

この技術規準のうちここでは、廃棄物の処分に関する特殊規準の紹介を行うことにする。

廃棄物の性質として基本安全規則の内容に加えて、生物学的毒物を含有する可能性のある物の受け入れ禁止。その物理化学的な状態に起因する毒性リスクを持つ廃棄物は、事前に特殊検討されるべきこと。処分条件下で、廃棄体の成分相互間、又は廃棄体構成部品とそれに接触する他の物質との間で、発熱化学反応が自発的に起こる可能性のある廃棄物は、受け入れられないこと。ただし、金属ナトリウムとナトリウム合金を除いては、特殊検討の対象とし、受け入れることもあり得ること、などが追加されている。

廃棄物のコンデিশニングの目的として、処分用構築物の安定性の保証と、放射性核種の分散と移行の可能性の低減とが、監視期間にわたって求められている。また作成法として、2つの方法が述べられている。一つは、均質で非分散性の物質となるよう、媒質と混合し容器に可能な限り完全に充填する方法(固化)であり、もう一つは、不均質な廃棄物を、非分散性の固体とし、容器内の空隙を出来るだけ完全に充填するようバインダで固定する方法であって、これは固化とは区別されている。後者にあっては、放射性核種の閉じ込めは、容器によって確実にされるのであり、場合によっては部分的な固化や補助的な容器も用いる。容器に入れなくとも良い廃棄物として

- a 不溶性としたラジウム含有廃棄物、
- b 半減期30年程度以下のベータ・ガンマ放射性核種の全放射能濃度が1 Ci/ton以下であり、しかも個々の放射性核種濃度が、表2のaの非固化物の条件を満足する廃棄物、
- c アルファ放射性核種の全放射能濃度が、0.005 Ci/ton以下であって、個々のアルファ放射性核種濃度が表2のbの非固化物の条件を満す

もの、

の3種が示されている。原子力施設安全本部の長に事前通知すべき特殊同意手続は、CSMで固定や補足的閉じ込めを行うことを必要とする廃棄物に対して適用されること。廃棄体の放射能閉じ込め能力は、処分条件下における年間放射能浸出分率が、安全報告書で人間への移行の評価に用いた値を超えないこと、などが記述されている。

廃棄体の受け入れ放射能濃度の最高値は、CSM固有の値として、表2のように規定されている。まず制限値の表示単位には、MBq/kgとCi/tonを用い、重量には、核種の保持機能を持つ部分までを含めることが示されている。次に、

- a 半減期30年程度以下のベータ・ガンマ核種の個々についての制限値が表2のaに示され、これよりも低いか、あるいは等しいことと、核種が混在している時の扱い方、
- b 解体廃棄物のように30年程度以上の半減期を持つベータ・ガンマ核種を相当量含む場合には、特殊安全性検討によるべきこと、
- c アルファ核種については、原則として0.1 Ci/ton以下であるが、これを超えた0.5Ci/tonまでの廃棄物の扱い方、

の3つが述べられている。また、トリチウムについては、特殊検討によって、制限値を超えた受け入れが可能となることが規定されている。

CSMに許容される放射性核種の総量は、表3に示すように規定されている。

表2 ラマンシュの廃棄体中の主要放射性核種の許容最大値

a 半減期30年程度以下のベータ・ガンマ核種(処分時点)

放射性核種	許容最大値 (Ci/トン)	
	非固化物	固化体
^3H	0.2	2
^{60}Co	0.1	1300
^{90}Sr	0.1	20
^{137}Cs	0.1	130
放射性核種の合計	1	—

b アルファ核種 (300年経過時点)

放射性核種	許容最大値 (Ci/トン)	
	非固化物	固化体
^{226}Ra	0.001	0.1
^{232}Th	0.001	0.03
放射性核種の合計	0.005	0.1

表3 ラマンシュでの核種別処分
最大量（操業段階終了時点）

放射性核種	最大量 (Ci)		放射性核種	最大量 (Ci)	
	非固化物	固化体*		非固化物	固化体*
³ H	2.0×10 ³	2.0×10 ⁵	⁹⁴ Nb	1.9×10 ⁻¹	7.7×10 ¹
¹⁴ C	1.5×10 ¹	6.0×10 ³	⁹⁹ Tc	1.2×10 ¹	5.0×10 ³
⁵⁹ Ni	5.5×10 ¹	2.2×10 ⁴	¹⁰⁷ Pd	1.6×10 ¹	6.3×10 ⁴
⁶⁰ Co	1.0×10 ³	3.5×10 ⁷	¹²⁹ I	2.5×10 ⁻²	1.0×10 ¹
⁶³ Ni	7.2×10 ²	2.7×10 ⁵	¹³⁵ Cs	7.5	3.0×10 ³
⁹⁰ Sr	1.0×10 ²	1.0×10 ⁵	¹³⁷ Cs	2.5×10 ²	3.5×10 ⁵
⁹³ Zr	7.0×10 ²	2.8×10 ⁵	¹⁵¹ Sm	2.3×10 ⁵	9.1×10 ⁷
⁹⁹ Mo	1.0	4.5×10 ²	²²⁶ Ra	5.0	1.0×10 ³

* SCSINの長の特別同意によるものを除く

処分用構築物については、廃棄体を積み上げ、空隙に充填材を充填する方式のチュムリと、セメントで廃棄体と一本化したモノリスとから、処分構築物が構成されることや、構築物は排水を集めるための溝を設けた特殊コンクリートスラブ上に設置すること等が規定されている。ドラム缶や金属性容器のような劣化性外被を持つ廃棄体であって、その放射能濃度が表2の固化体に示されている値を超える廃棄物は、モノリスに処分しなければならないことなどが、規定されている。

水及びその他の外的要因に対する構築物の防護に関するものとしては、構築物は地下水層をこわさないよう通気層内に設ける。収納を終えた構築物は、適切な材料を用いた有効な蓋をして、天水の影響を受けないようにする。万一の浸透水は、特殊排水管路で水密槽に回収し、構築物から排除される。流出水は、検査や保守が容易に行える排水路系で集める。特殊排水管路及び排水路系の排水は、重力によって行えるようなものであること。覆土と特殊排水管路とは監視と定期保守の対象とするべきこと、等が規定されている。

3.4 その他

CSMの操業は、最初は原子力庁の直営であったが、Infracome社に部分的に委託されるようになり、ANDRAが所管するようになってからはSTMI社に大部分の業務を委託しているが、対外的にはANDRAが全責任を持つことになっている。

前述したように、CSM操業の技術規準では受け入れ可能な廃棄体の核種濃度と、核種ごとの総量の2つが規定されている。前者は、発生者が用いる指標として実際のであり、後者はCSM側が管理すべき指標と云う性格を持っている。廃棄体の含

有核種とその量は発生者側が示すことになっており、CSM側は、放射能インベントリーをチェックする権限はあるが、通常は発生者の提示する数値を用いて操業管理しているようである。

4. 高レベル廃棄物の処分に関する活動

フランスで可能性のある地層として、原子力庁は、花崗岩、粘土、岩塩の3つを挙げている。

1984年までは、花崗岩を含む結晶質岩を対象に研究を進め、1985年からは、粘土と岩塩に移行した。ここで言う粘土は、常識上の粘土だけを意味するものではなく、頁岩、泥岩等の堆積岩をも対象として含んでいる。

結晶質岩での試験研究は、鉱山坑内での測定試験、Auriat山塊での1000m級試錐等であった。

1983年の処分場計画によれば、1984年から地下実験室のサイト予備選定作業に入り、1986年にはサイト選定、1987年に建設開始、1989年から地下実験室としての供用が開始されることになっている。そして、少なくとも1991年までは供用を続け、巧く行つて、1992年から高レベルガラス固化体の地層処分実証パイロットプラントのプロジェクトが開始されればよし、そうでなければ、さらに供用が継続されることも考えられている。

高レベル廃棄物の地層処分に関する処分場計画は、やや遅れ気味で、現在は地下実験室のサイト予備選定作業の段階にあるように思われる。

5. おわりに

フランスの低レベル廃棄物の処分は、日本の低レベル廃棄物処分の概念に大きな影響を持ち、特に青森県六ヶ所村で日本原燃産業株式会社が計画している最終貯蔵の概念や規制を考える上で、大いに参考となったものである。第2サイトであるスレネ、それに第3処分場と続く、今後の発展に注目する必要がある。

また、高レベル廃棄物の処分にあつては、日本と同様、地下実験室の建設計画、実証パイロットプラントの計画を持っている。

原子力分野では、再処理以外には余り関係がなかったフランスは、日本にとって、今後は強い影響を持つ国の一つになると思われる。

(阪田貞弘)

センターのうごき

第22回 理事会 開催

第22回理事会が、昭和62年3月11日(水)に開催され、昭和62年度の事業計画と収支予算が承認されました。

また、理事の退任に伴う役員を選任が行われました。

次に本理事会において決定された役員人事と、昭和62年度事業計画の総論部分を紹介します。

役員人事

退任

門田 正三

藤波 恒雄

新任(理事 非常勤)

藤原 一郎 (電源開発株式会社 社長)

伊原 義徳 (日本原子力研究所 理事長)

昭和62年度 事業計画

当センターは、低レベル放射性廃棄物の陸地処分と海洋処分を併せ行うという国の基本方針に従って、これらに関連する試験研究を鋭意進めるとともに、高レベル放射性廃棄物対策についても調査研究を行ってきた。

昭和62年度において、最近における原子燃料サイクル基地構想の進展及び海洋処分に関する国際情勢の変化等を勘案し、次の方針に基づいて業務を推進するものとする。

I 放射性廃棄物の陸地処分については、青森県六ヶ所村における最終貯蔵(廃棄物埋設)に関する計画を積極的に支援するため、引き続き最終貯蔵に関する安全性実証試験、環境モニタリングに関する総合調査、安全評価手法に関する研究等を行うとともに、将来原子炉廃止措置に伴い発生が予測される特有な廃棄物の処理処分方法の検討、金属等有用廃棄物の再利用方策の検討等を行う。

II 放射性廃棄物の海洋処分については、国際的枠組の下、関係国の懸念を無視して行わないとの国の方針に沿って対応することとし、安全評価指針作成のための調査研究等を行う。

III 高レベル放射性廃棄物等については、処理・貯蔵・処分の総合的なフェージビリティ調査を行うとともに、海外再処理返還固化体(高レベル放射性廃棄物、TRU廃棄物)の安全かつ確実な受入・貯蔵システムを確立するため、機器を設計、製作し、諸試験を行う。また、海外再処理返還固化体とTRU廃棄物の処分に関するフェージビリティ調査を行う。

なお、上記諸事業の実施にあたっては、各種の委員会等を開催するとともに、関係機関との緊密な連携、協調を図りつつ円滑な推進に努めるものとする。さらに、情報の収集、蓄積を図り、研究成果等の普及を行う。

編集発行

財団法人 原子力環境整備センター
〒105 東京都港区虎ノ門2丁目8番10号 第15森ビル
TEL. 03-504-1081(代表) FAX. 03-504-1297